

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 1 2 月 6 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第8 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 議案第65号 総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について
- 第10 議案第66号 町道路線の変更について
- 第11 議案第67号 町道路線の認定について
- 第12 議案第68号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第13 議案第69号 四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第70号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第71号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第72号 四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第73号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第74号 四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第75号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

- 第20 議案第76号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第77号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第22 議案第78号 令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第79号 令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第80号 令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第81号 令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第82号 令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第83号 令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第84号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第85号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第86号 令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	水間淳一君	2番	橋本章央君
3番	中野正延君	4番	林健三君
5番	堀本伸一君	6番	山本大輔君
7番	武田秀義君	8番	村井眞菜君
9番	緒方正綱君	10番	中屋康君
11番	田邊哲夫君	12番	伴ノ内珠喜君
13番	佐竹将典君	14番	古谷幹夫君
15番	下元真之君	16番	味元和義君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 議 員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課副課長	津 野 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	國 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸 二 郎 君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	岡 英 祐 君	次 長	正 岡 静 江 君
書 記	友 永 龍 二 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に 5 番堀本伸一君から遅刻届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1 番水間淳一君及び 9 番緒方正綱君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 4 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程についての協議の結果をご報告します。

第 4 回定例会会期は本日12月 6 日から12月13日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、一般質問については 7 日目、12月12日に 5 名、そして13日に 2 名の計 7 名となっております。13日の最終日には決算特別委員会が付託を受け、継続審査となっております。令和 4 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査報告を行う予定となっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 議会運営委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の12月 6 日から12月13日までの 8 日間であります。

お諮りします。

令和 5 年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和５年第４回定例会の会期は本日から12月13日までの８日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等についてはお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第４項並びに同法同条第２項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣の結果報告、議長が出席しました議長会等の件についてはお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、令和５年度四国地区町村議会議長会において、議員功労者として橋本副議長、水間議員が表彰されましたので、報告します。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があつております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） 総務常任委員会の活動報告を報告します。

四万十町議会にはまだ議会BCP、議会業務継続計画が作成されていないため、本議会においても災害時に迅速で適切な災害対応について定める必要があると考えます。そこで、11月７日に先進地である愛知県幸田町を訪問し、幸田町議会BCPの内容を策定時の議長や現議長などに対応していただき、説明を受けました。

実際に災害時に行われた活動内容の中で、それぞれ違う場所にいる議員の情報共有、提供の仕方にLINEが大いに役立ったことから、今後、グループ化しておく必要性を感じたことなど、議会参集フローや時系列に表した災害時の基本的行動パターンは詳細に検討されておりました。発災時には、それぞれの場所にいる議員は現場を混乱させないように行動を明確にしておく必要があります。策定に向けて取り組みたいと考えます。

11月８日には、兵庫県南あわじ市市役所を訪問し、自治体DXの取組について、議長をはじめ、総務企画部長などに対応していただき、「ICT推進の歩み」と題し、説明を受けまし

た。「書かない・書かせない窓口」の実現に向け、待ち時間の解消や電子申請、「タッチDE証明書」により便利性を向上させていました。また、庁内事務のオンライン化の取組として、年末調整や保育所入所申込みのデータ化、ノーコードツールの活用により幹部職員の情報共有、また、ペーパーレス化に向けタブレットPCの配付を行っておりました。

課題として、デジタル人材育成や、高齢者のデジタル化推進を図るため、庁内に人材組織開発室を設置し、庁舎内全体でのDX業務の取組の機運を盛り上げている様子がうかがえました。また、テレワークにおいては時間外の確認が困難という課題があるようでした。

以上、活動報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 教育民生常任委員会の9月定例会以降の活動について報告します。

9月14日、健康福祉課より、今後の健康ステーション事業について説明を受け、質疑応答を行いました。その後、学校訪問の計画について、視察研修について協議しました。

続いて、10月19日、議会に提出された意見書について、教育民生常任委員会としての意向を協議しました。なお、協議の結果は、11月1日に開催された議会運営委員会にて報告しました。

続いて、10月30日に大正中学校と十川中学校を、11月24日に窪川中学校を訪問し、授業の様子を見学し、学校運営について学校長より説明を受け、質疑応答を行いました。その中で、協議依頼内容は、学校経営に関すること、学校施設に関すること、その他義務教育全般に関することでした。

大正中学校では4件の要望事項がありました。十川中学校においては、数学、国語については全国レベルを上回っているという校長の説明がありました。

そして、新館では音楽室、理科室、調理室。調理室では子どもたちが「のぼりん」という企業を立ち上げております。その中でクッキーを作って販売しております。今年は夏場は非常に気温が高く、日当たりの良い教室ですので、ぜひとも、子どもたちのためにクーラーの設置をという要望がありました。その結果、執行部のこともありまして、初年度の予算で対応していただけるようになりました。

※P.19 訂正あり

そして、窪川中学校ですが……。

〔発言する者あり〕

○教育民生常任委員長（林健三君） 新年度です。すみません。訂正します。対応していただくようになっております。

※P.19 訂正あり

そして、窪川中学校ですが、地元高校との教職員の情報交換、またはそういう形でつながりを持っており、体験入学も全員が参加しているということでした。

以上が9月定例会以降の活動内容となります。今後も所管分野について調査研究を続けたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

以上、教育民生常任委員会の報告とします。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、産業建設常任委員会、9月以降の活動について報告します。

9月定例会以降、陳情案件ですけれども継続審査案件2件と新たな陳情案件を審査しております。陳情案件2件については審議の結果、引き続き継続審査としておりますけれども、新たに提出された陳情案件については、町道認定案件でしたけれども、審査の結果、不採択という結論を出しております。

午後からは地域おこし協力隊に関してと、これまでの経過の概略と新たに取り組む委託型地域おこし協力隊のポイントについて協議を行いました。

また、10月の常任委員会では、15日でしたので、午前中に開催された全員協議会の協議内容を受けて、5団体からの提出された意見の対応についての協議をしました。

その後、観光交流拠点整備事業について協議して、常任委員会として提言書として取りまとめていくことを前提に意見交換を行いました。

このときに出された主立った意見としては、あぐり窪川との連携が重要で現場の声を重視する必要があるということ。そして、維持管理費を削減する視点から、芝生を1面にしたイベント広場が望ましいのではないか。また、バラを中心とした花園を造ったとして、どれぐらいの集客があるか疑問である。また、費用対効果の視点からも疑問が残ると、道の駅の魅力化を図ることが重要だといった意見が出されており、後日、これを中心に提言書として取りまとめをしました。

10月30日付で産業建設常任委員会5名の連名の下に、八つの項目を内容とした四万十町

観光交流拠点整備基本計画書に係る提言書として町長に提出しております。

八つのうちの重点である二点だけ、ここでは紹介しますが、先ほどの常任委員会で出された意見を踏襲した形になりますが、道の駅と連携し、一体的に活用することを最優先に考え、さまざまなイベントにも活用可能な空間として芝生広場を中心に展開すべきであること。そして、管理運営主体を明確にして取り組むべきであるということを中心に、あと六点、合計八点の提言という形で提出しております。

11月の常任委員会では小嶋環境水道課長より、ヤイロチョウのさえずるまちづくり条例の制定に関するこれまでの協議経過の概略等の報告を受け、後日、全員協議会等で報告する旨を了解しております。特にこの場では、提出された4団体の了解も取っておると確認した上で常任委員会としては報告を承ったところです。

そして、二点目としては、先ほど10月30日付の件を言いましたけれども、さらに観光交流拠点整備事業の提言書への対応について、所管課長等に出席をいただいて、意見公募等の状況についても報告を受けております。

その後、意見交換の中では再度、やっぱり重要な確認事項として、管理運営主体を早急に決定して、協議していくことが急務であること。そして、道の駅めぐり窪川は他地域に比べて、立地条件に恵まれており、道の駅各部署の現場を精査した上で、その延長線上での新たな空間としての活用を展開すべきであることを特に強調していきたいと思います。

以上が9月以降の産業建設常任委員会の活動報告です。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議長の許可をいただきましたので、行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和5年第4回定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たって、先の9月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、介護保険料の過大徴収、過大還付についてご報告します。

平成29年度から令和5年度における介護保険料について、過大に徴収、還付している事

案が少なくとも36件ありました。内訳としては、過大徴収が25人で、計58万4,790円、過大還付が11人で21万7,260円となっております。

過大徴収分は全員に返還済みでして、過大還付分は返還を求めないこととしました。

今回の事案発生の背景については、平成27年度の介護保険法の法改正により、所得に変更があった場合には、遡って介護保険料を修正できる期間について、当該年度における最初の保険料の納付の翌日から2年を経過した日以後においてはすることができないとされております。令和5年9月に改めて国から、最初の納期について当町においては、特別徴収は5月11日、普通徴収は8月1日とする旨の見解が示されております。

システム上では、最初の納期に対する詳細な見解が示されていなかったため、過去2年度分の4月1日まで遡る仕様であり、遡及期限が到来しているかどうか、職員が個別に判断する必要がありましたが、その認識がなく、本来は遡れない期間に増減の処理を行っていたことが判明しました。

今後は正しい起算日で自動計算できる仕様に変更を行い、また、システムの仕様を変更するまでの対応については、複数の職員で確認を行うなど、再発防止に努めます。大変ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

続いて、ヤイロチョウのさえずるまちづくり条例について、ご報告します。

ヤイロチョウのさえずるまちづくり条例については、令和元年12月、総務常任委員会に条例制定を求める請願が町内4団体及び3名の町議会議員により提出されて、その後、令和2年3月定例会において採択されております。

条例制定の進捗状況についての議会の一般質問は計5回行われており、令和4年12月定例会では、請願内容の課題整理などは行っていたものの、検討会や協議における進捗としては芳しくない状況であることや、ヤイロチョウという資源を冠した条例制定ということもあるため慎重に対応していく方向をお示ししました。

その後、課題の整理や対応方法などについて、再度協議を行い、大正・十和地域まちづくり推進協議会にて協議を行い、地域の意見や思いを率直に聞かせていただくとともに、四万十町環境審議会、鳥獣害防止対策協議会、林政円卓会議及び窪川地区区長連絡協議会と県関係機関や関連団体との協議の場を設けて、同様に意見聴取を行っております。

意見聴取では、ヤイロチョウを見たこともさえずりを聞いたこともないなどのご意見や、認知度が低い現状や、地域により思い入れや温度差があることが判明しました。そのほか、意見を集約していきますと、地域振興に条例制定の必要性を感じられないというご

意見や、まちの活性化の視点の前に、まず環境を保護するというによりヤイロチョウを守っていくことが大事ではないかといったご意見もいただきました。

町としては、ヤイロチョウを活用することで環境保護の意識も高まることは認識しておりますが、小学校の環境学習などにより認知度を高めていくことが重要であると感じたところです。

今回のヤイロチョウのさえずるまちづくり条例の制定を求める請願に関しては、条例制定を行わず、町が取組として、町内の関連団体と連携を図り、自然保護や保全活動及び生物多様性などの学習等を実施することで、町民のヤイロチョウに対する認識を深めていく取組を行い、ヤイロチョウがさえずる自然豊かなまちづくりを目指していくこととします。

続いて、適正配置計画に基づく小学校の統合についてご報告します。

小学校の統合については、これまで各地域の状況を含めて進捗状況等をご報告したところですが、改めて、十和地域の小学校の状況についてご報告します。

昭和小学校と十川小学校の統合については、保護者の同意が得られたことを9月定例会の際にご報告しておりましたが、地域の方を対象に説明会を行い、ご理解をいただきましたので、令和7年4月に実施することを決定し、準備を進めてまいります。

また、十和地区区長連絡協議会からいただいておりますご意見も踏まえ、十川中学校を含む学校名の変更について、統合に合わせて協議していく予定です。

スムーズな統合に向けて、また、児童が統合後の環境変化に対応できる体制等の整備、さらには、小学校と中学校がそれぞれ1校となる十和地域の魅力ある教育環境の充実に努めますので、保護者をはじめ、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

今後も適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すとともに、地域と共にある小学校の特質を踏まえながら、保護者等の同意や地域の理解を得て、進めることとしております。

続いて、文化的施設整備事業に係る今後の対応についてご報告します。

文化的施設整備事業については、9月定例会において、施設本体の建築工事に係る請負契約議案が審議され、その結果、否決となったことから、事業そのものが休止状態となっています。

こうした状況を受けて、各事業者をはじめ、関係する皆様への影響が多大であることから現段階では中止せざるを得ない旨の対応方針を示し、ケーブルテレビ、町広報紙や区長

会等を通じてお知らせをしてきました。

一方で、関係機関等との協議や調整を重ねるなど、事業の継続に向け、模索してきましたが、残念ながら今日に至るまで打開策を見いだすに至らず、本年度中の工事着手はできないと判断しました。

しかし、これまで多くの方々のご協力の下、6年間の歳月をかけて検討してきたこの事業を、課題が何一つ解決されないまま、描いてきた未来像を何も実現させることなく、終わらせるわけにはいきません。また、施設整備が必要とする思いは議会や町民の皆様の声からも共通の認識であると考えております。

現計画の施設規模については、専門家のご意見や関係機関等でご協議いただき、基本計画に基づき設計されたもので、ご賛同いただいておりますサービス計画の実現のためには必要最小限の規模であるとの考えに変わりはありません。一方で、施設規模の見直しなどを求める声があることも事実です。

このため、行政としては、現在の計画を基本としつつ、合意形成に向け、議会や関係者の皆様と議論を重ねていきたいと考えております。加えて、9月定例会以降、町内でさまざまな動きが生まれ、さらには、議会報告会が12月4日に行われたばかりの状況等を踏まえますと、ここで結論づけるべきではないとの判断に至りました。

ついては、いましばらくお時間をいただき、今後の対応方針については来年3月定例会で改めてご報告します。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第14号から日程第7、報告第16号までをそれぞれ報告後、日程第8、諮問第3号の答申を行います。

次に、日程第9、議案第65号から日程第11、議案第67号までの3議案について、審議・採決を行います。日程第12、議案第68号から日程第30、議案第86号までの19議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。

日程第31、請願・陳情はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第14号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第14号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、令和5年6月15日に議決をいただいた三島キャンプ場整備工事建築主体請負契約の一部を変更する契約を締結したものです。

変更の内容については、工事施工中の事情変更によるものでして、まず一点目は、屋根の構造について、当初、2次防水として高性能のゴムアスシートの二重張りを下地とした板張りとしておりましたが、経年劣化による漏水の危険性と板張りの更新時の施工性を考慮し、より防水性が高い、安全でメンテナンスも容易となる鋼板ぶきを下地とした板張りとしたものです。

二点目としては、既存棟のポーチ解体に伴い発覚した出入口部分の土台と柱の害虫食害箇所への補強及び交換を行うものです。

これらの変更に伴い、令和5年10月2日に請負代金額を206万8,000円増額し、9,668万円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、今、町長から報告があった第14号について、お伺いしますが、今回の専決は今、町長から報告があったように、屋根のふき代の補正と既存棟改修に伴う補強及び交換の専決ですが、私ども議員には設計内容については知らせていませんでしたので、今回こういう形での専決になったということですが。今、町長から報告があったように「高性能のゴムアスシートの二重張りを下地とした板張りとしていたが」ということですが、それを鋼板ぶきにするとということですね。

どの段階でそういう変更をしないかんのかね。書いていますように高性能のゴムアスシートですので、防水性も確かなものじゃないかなと思うわけですね。ただ、今後の更新時の施工性をすりゃこっちがええという書き方もあるわけですが、当然、設計時にこういうことも十分検討した上で設計されたと私は思うんですね。そのために請負契約を算定したわけです。なぜそうしなきゃいかんのか。高性能の防水シートをやるという設計でありながら、変えないかん理由がどこにあるのかなという点と。既存棟の改修ではそれは当然、ポーチをはぐってみたら腐食したということですので、これは何ら問題はないわけです。

が、その屋根のふき代ですね。なぜというのが理由。それと二つの専決ですが、金額がどうなのか。200万円のうちのそれぞれの工事の変更金額をお知らせ願います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） まず、本施設の一つの特徴といいますか、今回、屋根を瓦とかではなくて、防腐処理をした木材による屋根の施工をしております。これは景観への配慮であったり、地元木材の利用促進であったりもあって、こういった工法を選択したわけですが、その上で、設計の段階では防水対策もしっかり検討して、ゴムアスシートの二重張りで選択しておりました。

一方、実は、この三島地区は文化的景観の重要構成要素にも指定をされており、非常に文化的な価値も高いこともあって、施工着手後ですが、今年9月末の段階で文化的景観整備管理委員会に状況報告を一度行いました。その際に、委員会の中にも設計に非常に詳しい方が1人いらっしゃいまして、その方から、防水のリスクを減らすには鋼板ぶきにしたほうが良いといった指摘も受けて、その指摘を基に再度、現場とも協議を重ねて、やっぱり防水のリスクを減らす上ではこういった形が理想だろうといった結論に至って、今回変更という方法を取りました。

それから、金額の内訳になりますが、設計の内容になりますので、あまり細かな部分については省略しますが、全体200万円のうちのおおむね6割が屋根ぶき材に関する工事費、それから、既存棟改修が約2割、それから、どうしても工事を進める上で細かな増減が出てきますので、それらを全部積み上げていって、あと残り2割ぐらいといった内訳になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 担当課から答弁いただいたわけですが、重要文化的景観の一つの要素ですので、普通は地元産で木材を屋根にするということは景観上のことがあつてのことだと思うんですが、そこら辺りはやはり設計段階で、重要文化的景観であるがゆえにこういうものがええと決めた以上はそれに沿ってやるべきではないかなと。

いつも請負契約を締結して、後、変更があつて、ほとんどが増額予算になるわけですよ。致し方ない場合もあるわけですが、やはり本来はその金額に沿ってやらんといつても、発注した段階で議会に「専決しました」と言われても反対のしようがないわけですよ。そこは契約までに十分精査した上で議会に予算を提案すべきだと私は思っていますの

で、今後は十分、補正で専決せん形での工事にしてほしいなということです。

それとポーチの解体に伴い発覚したという一つの土台の腐食の部分ですが、今、私どもの資料にあるこの既存棟は、ここは解体せんけん基礎をやり替えるということと思うのですが、この工事内容は今回、このポーチというか、入り口の階段部分だけの改修であったかどうか。記憶にありませんので、ここの部分だけを替えるつもりではぐってみたら、土台の部分が腐っていた。それで、この部分だけ交換する内容かどうかの確認をします。

以上です。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） まず、変更について、以後、気をつけたいと思います。

それから、ポーチの部分ですが、もともとの設計が、既存棟5棟ありますが、これらの全てのポーチの付け替えを予定しておりました。全てはぐったところ、うち3棟分が基礎の部分が腐っているのが発覚して、そこだけ部分的にカットして、ジャッキアップして、付け替えをするといった施工になります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 先ほど説明がありましたけども、教えていただきたいのは、ゴムアスシートから鋼板に切り替えるのか、ゴムアスシートをやってその上にまだ鋼板のをやるという考え方なのか、そこを教えていただきたいのと。ゴムアスシートから鋼板に変えるのならゴムアスシートと鋼板の金額の内容。どれだけ上がって、この200万円、60%です。百何万円ですか。そこら辺の差額が分かるようでしたら教えていただきたい。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） ゴムアスシート二重張りについては、これを今回、鋼板ぶきに置き換えることになりますので、ゴムアスシートの施工はしません。

それから、金額については、かなり詳細なものの積み上げになりますので、総額で、先ほど言いました、今回の変更額の約6割とご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第15号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第15号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、金上野団地分譲地の管理の瑕疵に起因して発生した隣接する住宅の外壁の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和5年4月20日、金上野分譲地で重機（バックホウ）の排土板を使用し、整地作業を行っていたところ、重機のバケットが隣接住宅の外壁に当たり、破損させたこととして、令和5年10月12日にその修理費用として13万4,200円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 報告を受けました。私どもには詳細な発生現場の写真が添付されています。これを見ると、非常に広い敷地内での排土板の整地作業をしているかなと読み取れます。この家屋の損害箇所を見ると、かなり高い位置にある傷です。大変迷惑をかけたと思いますが。このオペレーターは町職員になるかと思うわけですが、これだけ広い箇所で、内容はバケットが当たったということですね。

バックホウは自由に360度回転できる重機ですね。一般的に整地作業は私の経験上では、普通、家の近くには必ず、整地の作業の場合は90度振って、バケットができるだけ所有物に当たらないような角度で作業します。なぜこんな広い敷地の中でバケットを前に向けて、工事やったとしか考えようがないわけですが、かなりの不注意な作業実態があったのではないかと私は推測します。普通、専門的なオペレーターはやっぱり、そういった配慮をしながら整地作業はするはずですよ。確かに、この所有者には申し訳ないですが、オペレーターの不注意はかなりあるんじゃないかと思うわけですが、どういう認識をしていますか。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） この運転手については、30年以上、維持管理を行っているベテランになります。確かに議員のおっしゃるとおり、不注意にはなりますけど、今回こういった広い空き地のところの清掃、排土板を使つての整地作業を行ってございましたけど、下の部分の整地に集中していた経緯で、ついバックホウのバケットの前が壁に当たったと聞いております。ほかの誘導員も2人ほどおり重機の安全確認も行っておりましたけれども、別の作業も行い、壁に当たる寸前に気づき、運転手に危ないとはお伝えしたんですけど、ちょっと遅かったということで、運転手の不注意が原因だとは思いますが、

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今、答弁あったように、30年を超すベテランの運転手だということですが、それだけ慣れたがゆえに慢心さもあったがじゃないかなと私は思うわけですね。だから、普通は先ほど言ったように、そういった所有物があるときは必ずバケットを90度回転するんですね。この事故の写真を見ると、この箇所は恐らく、そのまま前にしながら作業しゅうとしか考えようがないがですよ。だから、確かに事故は起こり得るわけですが、ベテランがゆえに慢心さがあったとしか私は言いようがありませんが、今後こういうことが決してないように注意してもらわんと、確かに賠償額は少ないわけですけども、新築のようですが、この所有者にとっては多大な迷惑をかけたことになりますので、今後ないように十分注意してほしい。それだけです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、報告第16号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第16号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、四万十町窪川運動場で発生した自動車損傷事故について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和5年7月27日の午後9時45分頃、四万十町窪川運動場駐車場

から出入口の坂道にある横断溝の溝蓋が跳ね上がり、通行していた車両に損害を与えたものでして、令和5年10月26日に、その修理費用として25万9,327円の損害の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 私だけが質問するようですが、疑問に思うことは私は問うておきたいと思うのですが、今回もまたといいますか、町道の側溝蓋のグレーチングが跳ね上がったという事故です。被害者には迷惑かけました。再々、損害賠償額が専決でされるわけですが、この写真を見ると、このグレーチングは両脇に丸い穴があって、普通はボルト・ナット留めをするようなグレーチングですね。これを見ると、恐らくその施工をやってなかったと言うしかありません。

町に落ち度があったと私は思いますが、こういったグレーチングについては、ボルト・ナットで締めたグレーチングもあるわけですが、この事故が起きて、じゃ、このグレーチングはどういう処置をしたのか、まだしてないのか分かりませんが。こういうグレーチングがたくさん、町道は非常にキロ数が本町は多いわけですが、なくすためにはどういう手だてを今後していくおつもりなのか。せっかく持った所有者には25万円払えども事故車になりますので、下取りをする場合も価格が下がっていくことになりますので、こういうことがないようにするためには町として、建設課が対応するがでしようが、どういう対応を今後していくおつもりなのか、答弁を求めます。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） まず、最初に被害に遭われた方には大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

グレーチングについては、当初、固定金具がついていたところですが、それが腐食により外れたことによってグレーチングが跳ね上がって、車体のリアバンパーが損傷したことになります。

ここの箇所については9月補正で計上して、今、既に新しい側溝として使用をしています。ほかの部分も今後、こういう固定金具のついているところについては計画的に補修をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。そういう対応をしているということですが。先ほど言いましたように、町道が非常に長い距離があつて、こういう場所がまだまだあるのではないかなと思いますが、この機にどういう形で、ボルト留めでない箇所もあるわけと思うのですが、今後ないためにはどうしていくのかを十分内部で検討してほしいと思うのですが、町長、どうすべきとお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まずは、大変被害者には申し訳なく思っております。心よりおわびを申し上げますけども、今回、運動場内の施設内ですて、これを含めて場内、また、町道認定の箇所に限らず、一定そういった情報を把握しながら、また定期的な監視もしながら、安全対策に努めたいと思います。

また、区長会等でも全域をなかなか、町道が多いですので、そういった状況があるかどうかも含めて、区長会があるごとに確認したいと思いますので、そういったことで、事故が発生しない状況をつくっていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明をします。

本案件は、人権擁護委員、岡本則子氏の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

岡本氏は、平成29年3月までの37年間、公立学校の教員として人権問題に関わってこられ、退職後の平成30年4月には人権擁護委員に委嘱され、現在2期目となっております。人権教育や啓発活動に高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして、人権擁護委

員として使命を果たすことができる最適者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまから休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、教育民生常任委員長林健三君から、委員長報告における発言について訂正したいとの申出がっております。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 先ほどの教育民生常任委員会の報告について、十川中学校の冷暖房設備について、予算措置の確約があるかのような発言をしてしまいましたが、正しくは、予算化も検討していただいている趣旨の回答があったということです。訂正して、おわびを申し上げます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第65号総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第65号総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について、提案理由のご説明をします。

本議案は、総合交流拠点施設の厨房改修工事に合わせて、老朽化した機器の買替えを行うことにより、厨房環境の改善を図るものです。

厨房機器の更新に際して、10月31日に8者による指名競争入札に付した結果、応札6者、辞退2者となり、株式会社丸三が745万円をもって落札しました。この落札価格に10%の消費税及び地方消費税74万5,000円を加えた819万5,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、議案65号についてお伺いしますけれども、今回、説明書に書いていますように「機器が老朽化等により頻繁に故障していることから」ということで、買替えの契約です。今回、八つの備品購入の予定ですが、これ、全てが再三頻繁に故障しているということではないと思うわけですが、今回、こういった中に頻繁に故障した機器があるので、この際、16年もたっているのも、こういった機械全部を買替えしようという考え方なのかなと思うわけです。こういった専門的な業務用の機器ですので、普通、耐用年数がどうなのか分かりませんが、どこも今までこういう形で替えてきたのかどうなのか、記憶にありませんが、どんな機械が頻繁に故障したのか、併せて、ついでに全て買い替えるのかどうなのか質問します。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 説明の中では「頻繁に」と記載しております。確かに議員もおっしゃられるとおり16年経過をしてきていて、どの機器も耐用年数をとうに過ぎて、いつ壊れてもおかしくない状況があります。それに加えて、機器の中で特にガスに関する機器が、例えば、点火バルブのところが折れてしまって、火をつけるのにチャッカマンを使わないとつかないとか、そういった状況もあったようです。これは一つの例ですが、ほかにも細かく突き詰めていくと、急に壊れて業者に頼んで修繕して、何とか今、使えている状態になっているものも幾つかあると聞いております。

こういったことから、今回、厨房に関する備品についてはまとめて買替えをすることで契約議案を上げています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結についてを採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第66号町道路線の変更について、日程第11、議案第67号町道路線の認定について、以上、議案第66号及び議案第67号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第66号町道路線の変更について、並びに議案第67号町道路線の認定について、提案理由のご説明をします。

議案第66号は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により町道路線を変更することについて、議案第67号は、道路法第8条第2項の規定により町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

まず、議案第66号による町道路線を変更する寺野線については、県道小味野々川口線から井細川を渡り、対岸の集落を結ぶ路線ですが、作業道として利用することにより、下流の川口中屋敷線へとつながり、再び県道と接続しております。

一方、県道小味野々川口線には改良困難な狭あい区間があり、災害時等は当該路線が迂回路として利用でき、防災面においても有効な路線であるため、現行の寺野線の終点を延長することにより、町道に編入して維持管理を図るものです。

同じく、議案第66号による町道路線を変更する志和川線については、県道志和仁井田線から志和川を渡し、対岸へと結ぶ路線ですが、令和3年度に旧志和橋が被災し、通行不能となったため、令和4年3月31日付告示第40号により区域の変更を行い、現在、当該路線は分断された状態となっております。道路台帳上、適正に管理を行うため、志和川線を2路線に分割することとし、当該路線については、終点を旧志和橋までに変更し、維持管理を図るものです。

また、旧志和橋から終点の区間については、議案第67号によります町道路線の認定として、新たに志和川南線として認定し、維持管理を図るものです。

以上、2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号町道路線の変更についてを採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号町道路線の変更についてを採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第68号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第13、議案第69号四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について、以上、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第68号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、並びに議案第69号四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

督促状については、期限内に町税や保険料等を納付いただけない場合、地方税法等の規定により、納期限後20日以内に発付することが義務付けられており、その目的としては、債務の履行請求のほか、滞納処分的前提条件ともなっております。

また、督促手数料については、地方公共団体の条例により徴収することができると、任意規定と位置付けられております。本町では100円と定めておりますが、督促状発送後に当初の納付書を使用して納付いただいた場合には、督促手数料のみ徴収するため納付書を改めて作成し、送付する必要が生じ、結果的に督促手数料を上回る費用をかけて徴収している状況となっております。

このような状況から全国的にも廃止の傾向にあることや、督促手数料徴収の効果や事務の効率化を総合的に判断し、督促手数料を廃止する条例の提案をするものです。

まず、議案第68号による改正内容としては、督促手数料を徴収している債権の根拠となる八つの条例から督促手数料に関する規定を削除します。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとし、施行日前に発生した督促状に係る督促手数料については徴収するものとしております。

次に、議案第69号による改正内容としては、督促手数料の廃止により見直しが必要とな

った条例のうち、条文中に督促手数料を徴収する行為の規定がないものについて改正するものです。

以上、2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第70号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第70号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

この条例については、令和5年8月7日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

改正の内容としては、本年4月1日から適用するものについて、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行うとともに、医療職給料表1の適用を受けます医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万4,800円から41万5,600円に、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を5万800円から5万1,100円に引き上げる初任給調整手当の改定を行うものです。

また、期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員で0.05月分、定年前提任用短時間勤務職員で0.025月分引き上げるものとなっており、影響額は給与改定で1,860万円程度、期末手当及び勤勉手当の引上げで1,830万円程度を見込んでおります。

次に、来年度から施行するものとしては、期末手当の支給月数について、本年度に適用する改定内容から、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月ともに1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月ともに0.6875月に改定するものです。

また、勤勉手当の支給月数については、本年度に適用する改定内容から、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月ともに1.025月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月ともに0.4875月に改定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第71号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第72号四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第71号及び議案第72号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第71号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第72号四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、自治体の非正規職員である会計年度任用職員に対して、令和6年度から勤勉手当を支給することが可能となりましたので、勤勉手当に関する規定を追加するため、条例を改正するものです。

まず、議案第71号による改正内容としては、フルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、給与条例に準じた規定を定めるとともに、所要の用語の整理を行うものです。

次に、議案第72号による改正内容としては、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、題名の改正のほか、給与条例に準じた規定を定めるとともに、所要の用語の整理を行うものです。

以上、地方自治法の改正に伴う関連2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号及び議案第72号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第73号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第73号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

今回の条例改正については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正内容については、出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することを踏まえ、子育て世帯への負担軽減及び次世代支援の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険税の均等割額と所得割額について、産前産後期間相当

分を免除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第74号四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第75号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、以上、議案第74号及び議案第75号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第74号四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について、並びに議案第75号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

本町では町民の利便性向上のため、令和6年2月から、印鑑登録証明書及び住民票の写しのコンビニ交付を開始する予定としております。現在、印鑑登録証明書の交付については、条例により、役場の窓口で印鑑登録証を提示して申請する方法に限定していますが、コンビニ交付に対応できるよう、所要の規定を整備するものです。

また、コンビニ交付の開始に併せて、住民基本台帳及び印鑑登録に関する諸手続に係る1件当たりの交付等原価の見直しを行った結果、受益者負担の公平性の観点から、手数料の引上げが必要と判断し、条例を改正するものです。

また、議案第74号による改正内容としては、大きく三つあります。

一つ目は、電子証明書が記載されているマイナンバーカード、またはスマートフォンを利用して、コンビニ等に設置された多機能端末機により証明書の交付を申請できるものとします。

二つ目として、役場窓口に来庁しての印鑑登録証明書の交付申請については、官公署が

発行した顔写真つきの身分証明書を本人が持参した場合に限り、印鑑登録証の提示を不要とします。

三つ目として、性自認などを性の多様化への配慮のため、印鑑登録証明書の記載事項等から性別表記を削除します。

次に、議案第75号による改正内容としては、手数料条例別表中の住民基本台帳及び住民間の区分のうち、200円と定めているものについて、300円に改めるものです。

以上、2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号及び議案第75号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号及び議案第75号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第76号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」は恵まれた自然環境の中で、家族や小グループが楽しめる観光レクリエーションの場を確保し、町民の健康づくり及び福祉の増進を図るとともに、観光の振興に資することを目的に設置した施設です。

本施設は、平成31年4月1日から現在まで、四万十大正まちづくり株式会社が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設の施

設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、四万十町内住所または事業所を有する団体に限定して公募したところ、3者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施しました。

その結果、候補者として、四万十大正まちづくり株式会社を選定したので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第77号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明をします。

今回の補正は、施設の老朽化等に伴い、早急に対応せざるを得ない修繕経費などのほか、9月補正予算後に生じた事業費の精査等に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明します。

まず、2款総務費です。

企画費では住宅関連の補助金について、空き家活用事業に対する補助申請が当初の想定より多く、不足が生じる見込みであることから、空き家活用事業費補助金810万円を追加計上しております。

一方で、新築に対する補助申請については、当初の想定より少ない状況となっているこ

とから、子育て世帯住宅取得支援事業費補助金を2,600万円減額したほか、既決予算を精査するなど、総務費全体で1,502万8,000円の減額補正となります。

次に、3款民生費です。

老人福祉費では、特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘において、特別会計予算を精査した結果、窪川荘特別会計繰出金200万円を減額する一方、四万十荘特別会計繰出金1,138万3,000円を追加計上しております。

また、障害福祉費では、給付対象者が増加したことに伴い、自立支援医療給付費2,252万円を追加計上するなど、民生費全体で4,401万1,000円の追加計上となります。

次に、4款衛生費です。

予防費では、令和4年度に実施した新型コロナワクチン接種について、事業完了に伴い、事業費を精査した結果、国に返還する必要があるため、返還金を合わせて2,762万4,000円を計上した一方、水道費では、水道事業会計予算を整理精査した結果、水道事業会計繰出金を1,000万円減額するなど、衛生費全体で2,643万5,000円の追加計上となります。

次に、6款農林水産業費です。

農業振興費では、各種補助金について、本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行ったほか、林道維持費では、県補助金の追加配分があったことから、令和6年度に予定していた内容を前倒しして実施するための費用として、林道中村・大正線トンネル修繕工事費1,250万円を追加計上するなど、農林水産業費全体で7,908万1,000円の減額補正となります。

次に、7款商工費です。

観光費では、老朽化により倒壊の恐れのある松葉川温泉社員宿舎の解体撤去費用として2,447万3,000円を追加計上したほか、事業の進捗などにより事業費の組替えを行うなど、商工費全体で2,953万9,000円の追加計上となります。

次に、8款土木費です。

道路新設改良費及び崖崩れ防止対策事業費、並びに住宅建設事業費において、国や県の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い、所要の見直しを行い、土木費全体で8,644万7,000円の減額補正となります。

次に、10款教育費です。

小学校管理費では、特別教室に設置する空調設備設置工事について入札減により

2,936万7,000円を減額する一方、学校給食費では、光熱水費を追加計上したほか、食材費の高騰により各学校の給食費に不足が生じる見込みとなったため、368万7,000円を追加計上するなど、教育費全体で2,112万3,000円の減額補正となります。

次に、11款災害復旧費です。

国の負担金及び補助金の決定に伴い、農業土木現年災害復旧費500万円を追加計上する一方、公共土木現年災害復旧事業費4,974万1,000円を減額し、災害復旧費全体で4,474万1,000円の減額補正となります。

次に、12款公債費です。

前年度借入分の借入額及び借入利率の確定等に伴い、元金及び利子について見直しを行った結果、合わせて633万円の減額補正となります。

最後に、職員の人件費ですが、これまでの実績に基づく各費目の見直しとともに、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直しを行った結果、給料で940万7,000円の増額、職員手当及び共済費で1,207万6,000円の増額となり、合わせて2,148万3,000円の追加計上となっております。

また、特別会計への繰出金についても同様の見直し等に基づく内容となります。

以上、歳出については、ただいまご説明したとおりですが、歳入としては、普通交付税において、留保分から5,308万3,000円を追加計上したほか、各事業の進捗状況を基に国・県支出金や町債等の特定財源について精査を行っており、第1表の歳入に記載のとおりとなります。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億5,400万円の減額補正となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ210億8,600万円となります。

次に、第2表の債務負担行為補正です。

県が佐川町に進めております新たな管理型産業廃棄物の最終処分場について、令和3年12月定例会及び令和4年6月定例会において、令和7年度までの4か年間の期間を設定し、議決をいただいたところですが、その後、新処分場の追加安全対策などを行う必要が生じたため、工事期間及び限度額を再度設定するものです。

次に、奨学金等返還支援事業補助金については、令和5年度当初予算において、5名分の申請受付分について設定していたところですが、想定を上回る申請があったことから、限度額を追加するものです。

最後に、地方債補正ですが、事業内容の精査等に伴い、第3表に記載のとおり、限度額

の変更を行うものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第78号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第79号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第80号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第81号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第78号から議案第81号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第78号から議案第81号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第78号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容として、来年1月から新設される産前産後保険料免除に伴う繰入金のほか、職員人件費の調整、保険給付費の見直しなどによる予算措置となっております。

歳出については、総務費で165万2,000円、諸支出金で24万7,000円をそれぞれ追加計上する一方、予備費で189万9,000円を減額しております。

歳入については、繰入金で12万8,000円を減額する一方、諸収入で12万8,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は22億7,670万円となります。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第79号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の主な補正内容としては、歳出について、人件費の増額見込みにより、総務費で215万1,000円、医業費で医療画像監理システム保守点検委託料14万9,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、県支出金でへき地診療所設備整備費補助金21万6,000円を減額する一方、繰入金で241万6,000円、町債で10万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ230万円の追加補正となり、累計予算総額は4億1,850万円となります。

また、地方債については、第2表地方債補正に記載のとおり、限度額の変更を行っております。

続いて、議案第80号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容として、歳出については、総務費で人件費の増額見込み、施設改修工事の増額など、95万2,000円を追加計上する一方、医業費で、医療用機器購入費25万2,000円を減額しております。

なお、これを賄う歳入については、診療報酬で160万円、諸収入で55万円をそれぞれ追加計上する一方、県支出金、へき地診療所設備整備費補助金24万4,000円、繰入金で100万6,000円、町債で20万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ70万円の追加補正となり、累計予算総額は1億1,350万円となっております。

また、地方債については、第2表地方債補正に記載のとおり、限度額の変更を行っております。

最後に、議案第81号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としては、歳出については、総務費で職員人件費の5万円を増額する一方、医業費で医薬材料費5万円を減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は910万円となります。

以上、4件の補正予算につきまして、ご審議の上ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第81号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第81号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第82号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議案第83号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第82号及び議案第83号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第82号及び議案第83号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第82号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正は、職員人件費の調整や広域連合納付金の減額などによる予算措置となります。

歳出については、総務費で39万2,000円を追加計上する一方、広域連合納付金で39万2,000円を減額しております。

なお、歳入については、保険料で39万2,000円を減額する一方、繰入金で39万2,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は3億4,780万円となります。

続いて、議案第83号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容として、歳出については、本年度の事業実績見込みに基づき、必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費を見直しております。

主な内容としては、人件費の増額見込や介護報酬改定に伴うシステム改修などにより、総務費で508万1,000円、地域支援事業費で93万6,000円をそれぞれ追加計上する一方、予備費で601万7,000円を減額しております。

また、歳入についても、保険料を減額する一方、繰入金を増額するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の27億9,300万円となります。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号及び議案第83号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号及び議案第83号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第84号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議案第85号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第84号及び議案第85号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第84号及び議案第85号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第84号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な内容として、歳出については、修繕費等の増額見込みや各種経費の精査により、総務費で2万2,000円を追加計上する一方、光熱水費の減額見込みなどにより、サービス事業費で202万2,000円を減額しております。

なお、歳入については繰入金で200万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ200万円の減額補正となり、累計予算総額は3億6,940万円となります。

続いて、議案第85号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容として、歳出については、各種経費の精査により、総務費で46万5,000円を減額する一方、人件費の増額見込みなどにより、サービス事業費で96万5,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、サービス収入で1,088万3,000円を減額する一方、繰入金で1,138万3,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ50万円の追加補正となり、累計予算総額は2億7,470万円となります。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号及び議案第85号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号及び議案第85号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、議案第86号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をします。

今回の補正内容として、収益的収入の事業収益において、他会計繰入金の見直しにより、他会計補助金300万円を減額しております。これにより事業収益は300万円の減額補正となり、累計で5億9,431万5,000円となります。

また、収益的支出の事業費用において、人件費の見直しにより90万6,000円を追加計上しております。これにより、事業費用は90万6,000円の追加補正となり、累計で5億8,652万円となります。

次に、資本的収入において、他会計繰入金の見直しにより、出資金を700万円減額しております。これにより資本的収入は700万円の減額補正となり、累計で1億4,856万円となります。

また、資本的支出の建設改良費において、道路改良工事に伴う配水管移転工事費など1,400万円を追加計上しております。これにより、資本的支出は1,400万円の追加補正となり、累計で4億1,909万5,000円となります。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時31分 散会